

四天王寺流基幹本「武家記集」の内容的特質

CONTENTS CHARACTERISTICS OF "BUKEKISHU" IN MAINSTAY BOOKS OF THE SHITENNOJI SCHOOL

山崎 純*¹, 岡本 真理子*², 麓 和善*³, 河田克博*³
仙田 満*⁴, 内藤 昌*⁵

*Jun YAMAZAKI, Mariko OKAMOTO, Kazuyoshi FUMOTO,
Katsuhiko KAWATA, Mitsuru SENDA and Akira NAITO*

This study makes a comparative examination of two parallel volumes in mainstay books of the Shitennoji School: "Bukekishu" of *Shokishu* and "Denokushu" of *Shomei*. Bibliographical study with close analysis of difference in composition and contents in reference to architectural practice of the time has revealed that "Bukekishu" of *Shokishu* is essentially identical to the original document. "Denokushu" of *Shomei* incorporated new chapters with the intention of developing the document into a more comprehensive manual of architectural techniques. It has been chronologically determined that "Denokushu" of *Shomei* was compiled in the mid-seventeenth century or, more precisely, after the 4th year of Shouou.

keywords : "Shokishu", "Bukekishu", "Shomei", "Denokushu", contents characteristics

『諸記集』, 『武家記集』, 『匠明』, 『殿屋集』, 内容的特質

序

モダニズムの建築思潮にみる様式意識の混乱は、建築設計行為の歴史相の評価に関わる根本問題だけに、深刻である。建築こそは、時代と社会の文化的制約を免れないものであり、建築を普遍ならしめようとする西欧の構築方法は西欧に特徴的な思想構造のみに依拠している、との反省がなされる。そして、非西欧圏における構築方法の歴史相の検証が、モダニズム以降の時代認識として、改めて希求されている。

本研究はこうした今日的課題をふまえ、日本が近代への転開で遺忘した日本建築様式における空間構築方法の設計学理を、日本古典建築書の分析から探究する事を目的とし、さらにそれを日本建築の将来像展望への基礎としたい。

さて、日本古典建築には神仏の建築様式（堂宮建築）も存在するが、本稿では現在の住形式に直接関連する、武家屋敷に関する雛形に限定、さらに江戸時代建築設計論にて正統性をもつ四天王寺流の基幹本¹⁾『諸記集・武家記集』と『匠明・殿屋集』を直接の研究対象としたい。『諸記集』と『匠明』は、徳川幕府作事方大棟梁を代々継承し、自らの技法を四天王寺流と称した平内家が記す設計技術書で²⁾、体系・整備された建築書と評価が与えられ今日に至る事は周知の通りである³⁾。

そこで本稿では、『諸記集・武家記集』と『匠明・殿屋集』の書誌と項目構成を比較し、次に両書で項目構成変化の生じた項目を詳細に内容分析して、これらの項目の成立過程を具体的に考察して、歴史的評価を行う⁴⁾。

*¹ 東京工業大学大学院理工学研究科建築学専攻
大学院生・工修

*² 東海女子大学文学部美学美術史学科
助教授・工博

*³ 名古屋工業大学工学部社会開発工学科
助教授・工博

*⁴ 東京工業大学工学部建築学科 教授・工博

*⁵ 愛知産業大学造形学部建築学科 教授・工博

Graduate Student, Graduate school of Science and Eng., Dept. of Architecture and Building Eng., Tokyo Institute of Technology, M. Eng.

Assoc. Prof., Dept. of Aesthetics and Art-history, Faculty of Literature, Tokai Women's College, Dr. Eng.

Assoc. Prof., Dept. of Architecture, Urban Eng. & Civil Eng., Faculty of Eng., Nagoya Institute of Technology, Dr. Eng.

Prof., Dept. of Architecture, Faculty of Eng., Tokyo Institute of Technology, Dr. Eng.

Prof., Dept. of Architecture, Faculty of Formative Arts, Aichi Sangyo University, Dr. Eng.

1. 巻誌

『諸記集』および、東大本『匠明』5巻とその類本に関する構成・内容は既によく知られている³⁾。そこで本稿では史料の書誌的特質を、特に「武家記集」を中心として詳述したい。なお『匠明』の構成・内容は、東大本の類本⁵⁾はいずれも東大本を越える内容ではないため、東大本に代表させて分析を行う⁶⁾。

1-1 『諸記集』（静嘉堂文庫蔵）

茶表紙（後補）・袋綴1冊・美濃本大（26.7cm×19.1cm）、静嘉堂文庫池上家文書中の1史料である。題簽に『諸記集』と記され、次いで「武家記集」・「門記集」・「社記集」・「堂記集」・「塔記集」の順に、和漢混交体〈カタカナ書き〉で内容が記述される。『匠明』の「殿屋集」のみが〈ひらがな書き〉であるのと、際立った違いがみられる。標題に「何記集」、最後に「何記集畢」と記されるが、「武家記集」のみ標題が欠ける。「社記集」および「塔記集」に、慶長13（1608）年中秋に記したとする「正信在判」なる〈正信奥書〉、および最終巻「塔記集」に「…慶長拾（五）⁷⁾年正月吉日屏内吉政」（傍点および（）：筆者補注、以下同）なる〈吉政奥書〉を記している。吉政奥書の後に当史料の伝来経緯が述べられ、それによれば元和3（1617）年4月吉日に〈屏之内正信〉が残る所なく相伝、これを元和9（1623）年正月吉日に、黒田正重が一紙に集記し、さらに同氏の相伝を経て、延宝3（1684）年10月吉日、辰巳光政が相伝なる事が確定できる。

さて、当史料「武家記集」に関してであるが、その記載項目は図-1の左欄のごとくである。

記載内容に関しては（○付数字は項目番号を示す、以下同）、まず「広間之事」の項目名称後に①-₁①-₂①-₃①-₄で6間×8間の平面規模をもつ、いわゆる『匠明』でいう古法主殿平面図と、10間×13間の当世法主殿平面図を図示する。次いで①-₅に主殿矩体部の、②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪に主殿造作部の設計方法をすべて説文、即ち文章のみで説いている。そして⑫⑬に武家特有の門である塀重門取付塀と塀重門の木割を、⑭に武家屋敷の殿舎構成においては不可欠な厩（馬屋）の木割を、それぞれ説文のみで記している。

つまり当史料は説文を主体として、「武家記集」の題名通り、武家屋敷を構成する諸建築の設計方法を説く。

1-2 『匠明』（東京大学蔵）

紺色紙表紙の卷子本5巻、全体は桐箱入である。各巻題簽に「門記集」・「社記集」・「塔記集」・「堂記集」・「殿屋集」とあるが、総括名称『匠明』はここには記されず、各巻末の政信奥書に「右匠明五巻之内何記集」と記される事のみによる。この「匠明」の文字は、抹消後に本文の主筆とは異筆の、いわゆるA筆で記入されてお

『諸記集・武家記集』		図 号	『匠明・殿屋集』	
分類番号	項目		分類番号	項目
諸武①- ₁	広間之事(6間×8間主殿)	/	図殿①	主殿ノ当代ハ広間ト云リ
諸武①- ₂	(広間 一出中門一)		図殿②	車寄
諸武①- ₃	(広間 一四出中門一)		図殿③	後東奥戸
諸武①- ₄	(主殿木割)		図殿④	輪上廻子
諸武②	車寄之事		図殿⑤	中門之分
諸武③	後東奥戸之奥		図殿⑥	立具之分
諸武④	輪上廻子之事		図殿⑦	内作分
諸武⑤	中門之事		図殿⑧	納戸前
諸武⑥	立具之事		図殿⑨	廻廊
諸武⑦	内作分之事		図殿⑩	口院之口
諸武⑧	坊戸切之事		図殿⑪	色代阿庭侍之事
諸武⑨	廻廊之事			
諸武⑩	口院之事			
諸武⑪	式台所之事			
諸武⑫	塀重門取付之事		図殿⑫	庭之事
諸武⑬	塀重門之事	図殿⑬	舞台 昔ハ奥院ト云リ、昔六間七間ノ主殿之廻	
諸武⑭	庭之事	図殿⑭	三間口ノ廻	
諸社①	(伝来経緯 正信奥書)	図殿⑮	京山殿屋敷ノ廻	
諸塔①	(伝来経緯口吉政→辰巳氏)	図殿⑯	当代広間ノ廻一折中門一	
		図殿⑰	当代広間ノ廻一出中門一	
		図殿⑱	(当代屋敷の廻)	
		図殿⑲	(屋敷名称の由来)	
		図殿⑳	京中御座当代之廻	
		図殿㉑	(伝来経緯・政信奥書)	
		図殿㉒	(吉政奥書)	
		図門①	塀重門之廻	

(凡例) ——— 内容が広く関連することを示す - - - - - 内容が部分的に関連することを示す
 図-1 『諸記集・武家記集』『匠明・殿屋集』項目構成比較

り⁸⁾、特に留意される。また、各巻の史料順序も特定されてはならず、東京大学が当史料を購入時の目録1冊にある記述、および類本⁵⁾の掲載順序に基づいている。各巻とも、慶長13（1608）年中秋の「平内政信（花押）」なる〈政信奥書〉、および同15（1610）年初春吉日の「平内但馬守吉政（花押）」なる奥書を併記する。現在伝わる『匠明』は、江戸時代中期初頭頃の成立（写本）と考えられている⁹⁾。

当史料で、いわゆる「武家記集」に属する記述は「殿屋集」に述べられる。「殿屋集」（18.8cm×1870.7cm）の記載項目は図-1の右欄のごとく極めて多様である。

記載内容に関しては、①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪に主殿、⑫に厩、そして⑬に舞台の設計方法を説文で記述する。次に⑭で6間×7間の古法主殿平面図を、⑮で梁間3間規模の厩平面図を、⑯で古法主殿を中心とする武家屋敷配置図を、⑰-₁⑰-₂で当世法主殿平面図を、⑰-₃で当世法主殿を中心とする武家屋敷配置図を掲示する。さらに⑱で屋敷の名称由来を述べ、⑲では内裏配置図が載せられる。そして巻末⑳㉑に、前述の〈政信奥書〉と〈吉政奥書〉を掲載する。

つまり当史料は、前半の武家屋敷を構成する諸建築の設計方法を記す説文項目と、後半の指図項目群に大別でき、これは住宅建築の多様性を説き、さらに技術内容以外の建築名称由来や奥書も記され、「殿屋集」の題名を裏付ける事になっている。

2. 項目構成

『諸記集・武家記集』と『匠明・殿屋集』の記載項目を、記載内容の対応項目ごとに比較分析を行い（図-1）、

相応項目、移動項目、非相応項目の別にその特質を述べる。以下の説明では、項目の説明順序・名称はまず『諸記集』項目に従い、その後『匠明』のみに記載される項目の説明順序・名称に従う。また、両書の項目名に関しては『諸記集』を \square 、『匠明』を \square とし、その後に各記集の頭文字と項目番号を略記する。

2-1 相応項目 (\square 武①- \square 武⑩, \square 武⑭)

『諸記集』では「武家記集」冒頭 \square 武①- \square 武④- \square に図掲される、いわゆる古法主殿平面図および当世法主殿平面図の指図項目は、ともに『匠明・殿屋集』に対応項目が存在する。しかしその指図内容は、平面規模と内容において相違がみられ、項目構成においても『匠明・殿屋集』後半の指図項目群中に記載される。

しかるに、『諸記集』では \square 武①- \square 武⑩, \square 武⑭に説文で記される木割方法に関する記述内容は、〈主殿〉〈広間〉の用語以外は両史料で同一ないしは類似する内容である(詳細は次稿にゆずる)。

2-2 移動項目 (\square 武⑫, \square 武⑬)

\square 武⑫「屏重門取付屏之事」は、『匠明・殿屋集』では \square 殿⑪「色代同遠侍之事」後半にその一部として記される。また \square 武⑬の次項目 \square 武⑭「屏重門之事」は、『匠明』では「門記集」の一項目である \square 門⑮に記され、記述内容も一致しない。 \square 門⑮の内容は、 \square 武⑬の内容とともに \square 武⑫や『諸記集・門記集』の内容をふまえた、より整備された記述内容である。

2-3 非相応項目

『諸記集・武家記集』にある項目で『匠明』には全くない項目は存在せず、『諸記集・武家記集』と『匠明・殿屋集』の非相応項目は、『匠明・殿屋集』のみにある項目となる。

\square 殿⑬「舞台 昔ハ泉殿ト云リ、」、 \square 殿⑮「三間廐ノ図」、 \square 殿⑯「東山殿屋敷ノ図」、 \square 殿⑰- \square 殿⑱「(当代屋敷の図)」、 \square 殿⑲「(屋敷名称の由来)」、 \square 殿⑳「禁中御殿当代之図」は『匠明・殿屋集』のみ記載される項目で、舞台設計方法や建築名称由来の説明がなされ、廐平面図や内裏および武家屋敷の配置図が示される。

また、『匠明・殿屋集』のみに \square 殿㉑「(伝来経緯・政信奥書)」と \square 殿㉒「(吉政奥書)」が記載される。 \square 殿㉑, \square 殿㉒の内容は、『諸記集』では「社記集」および「塔記集」のみにある奥書、 \square 社㉓, \square 塔㉔, \square 塔㉕にほぼ等しいものの、「殿屋集」奥書では宮室建築等を加えて、住宅建築の項目内容を巧妙に対応させる説話が加わる等、『匠明』奥書にはミクロな武家屋敷を超えた、マクロな住宅様式学としての意義を強調している¹⁰⁾。

3. 項目内容

次に本章では、両書の内容構成において変化が認めら

れる、両書で指図内容が異なる指図項目、および『匠明・殿屋集』にのみ載せられ『諸記集』にはない説文・指図項目をより詳細に内容分析し、これらの項目群の成立過程を具体的に考察したい。

3-1 「広間之事(6間×8間主殿図)」

\square 武①- \square (図-2上)は、 \square 殿⑭ (図-2下)に対応する。まず『諸記集・武家記集』では、冒頭「広間之事」という項目題名後に \square 武①- \square を掲載するが、木割内容は〈主殿〉を主題とする。それに対して『匠明・殿屋集』の表題はあえて「主殿」を冠し、次に「当代ハ広間ト云リ、」との但し文を付す¹¹⁾。 \square 殿⑭「(屋敷名称の由来)」にも、「一、天正ノ比、関白秀吉公聚洛ノ城ヲ立給フ時、主殿ヲ大キニ広ク作りタルヲ、広間ト俗ノ云ナラシメタルヲ、爾今広間ト云リ。(ノ記号は原文改行箇所、以下同)」と述べる。つまり、近世初頭の殿舎名称としては「広間」が適切であり、あえて『匠明』が「主殿」を冠するは、古典としての主殿設計方法を記そうとする、『匠明・殿屋集』の編纂姿勢が察せられる。

\square 殿⑭には \square 武①- \square における書込以外にも建具名書込があり(「フスマ障子」や「遣戸」等)、これは『匠明』がより丁寧な指示を意図したためと考えられる。また \square 武①- \square は「上殿(段)」「青籠(清楼)棚」と口伝による \square 字を使用してより覚書的である。そして \square 殿⑭では、柱間(X_1-X_2)と(X_7-X_8)は他の柱間1間に比較して1.27間と広めており(図-2)、上段・公卿の間の1間内法を広めるよう意識している¹²⁾。また南側広縁と落縁の境界に入る側柱は、 \square 武①- \square で1間おきに書き込まれて中世的であるのに対し、 \square 殿⑭の側柱は2間、3間おきに描かれ、慶長期以前古法の柱配置ではなく¹³⁾、時代的整合性に欠ける。

次に、この2図は平面規模に大きな相違がある。 \square 武①- \square は主殿西側に「通之内」と書き込まれた1間(X_8-X_9)が存在し、平面規模が梁間6間、桁行8間であるのに対し、 \square 殿⑭では梁間6間に桁行7間の平面規模である。主殿木割方法を記す説文記述(\square 武①- \square , \square 殿⑭)の冒頭文「六間七間四拾二坪之時其間ヲ計テ柱ノ太サ四寸二分ト言、」には、6間に7間規模の \square 殿⑭の指図が相応しい¹⁴⁾。しかしながら図-3に示すように、外部高さ関係から決定する軒桁上端高さより、内部高さ関係から決定する天井廻縁下端高さが1.25尺高くなり、6間に7間平面規模では主殿西側の床・棚が納まらず、設計詳細において技術的矛盾をもつ。つまり、納まり上西側にさらに1間(X_8-X_9)「通之内」が必要である。加えてこの「通之内」は主殿裏(西・北廻り)内向の機能としてより実用性を物語る。つまり両書の祖本には、技術内容に矛盾しない、6間に8間の主殿図(\square 武①- \square)が描かれていたと考えられ、『匠明』改稿時に、上記「六間七間…」の説文記述にこだわり、あえて \square 殿⑭

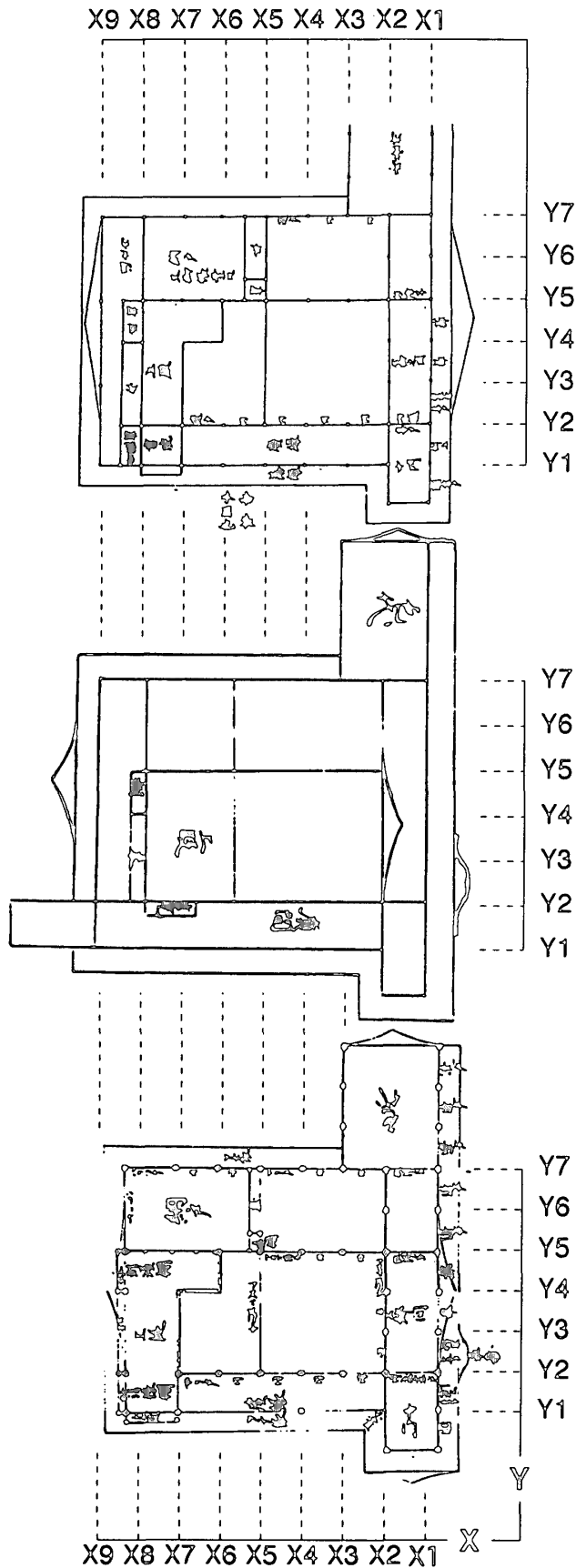


図-2 上: 諸武①-1「広間之事（6間×8間主殿図）」
 中: 『故事秘伝』「東山殿主殿図」
 下: 匠殿④「昔六間七間ノ主殿之図」
 (上が北: 縮尺は『諸記集』指図柱間に合わせ、グリッドをとる)

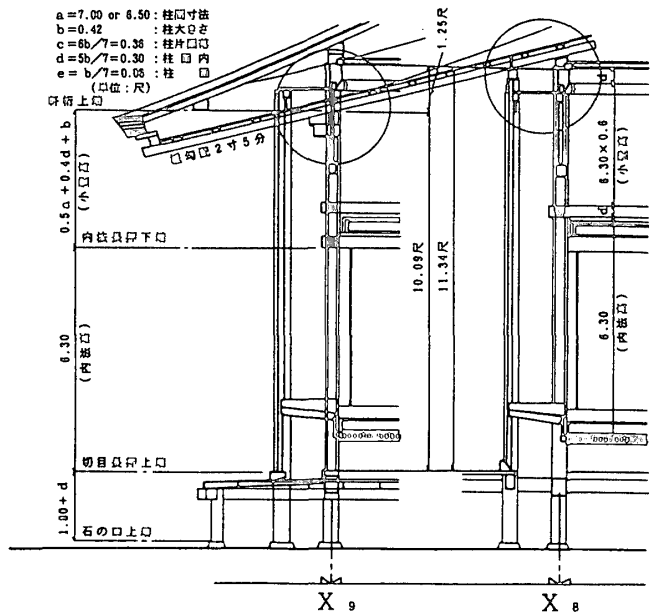


図-3 主殿(西側)桁行断面図

主殿外部構成高さは、石の口上端から順に、切目長押上端、内法長押下端、軒桁上端が決定し、一方の内部構成高さは、上段框せいや内法高、小壁高、内法長押せいや等の部材寸法の総和として、独立に決定される。
 上記システムによれば、外部高さの切目長押上端から軒桁上端までは10.09尺、内部高さの切目長押上端から天井廻縁下端までは11.34尺と計算でき、軒桁上端からは地盤が2寸5分勾配で掛かるため、「通之内」の1間(X₈-X₉)がないと、地盤が床や欄に納まらない。

に描き改めたと考えられる。

この諸武①-1から匠殿④の変化をたどると、平内家による住宅設計書に承応4(1655)年『故事秘伝書』¹⁵⁾があり、奥書に「平之内大隅守藤原正信」と記され、木割内容は『諸記集・武家記集』にほぼ等しい。加えて「東山殿主殿図」(図-2中)と称する古法主殿平面図を記載し、6間×8間で「通之内」がある等諸武①-1の平面構成を示しており、少なくとも『匠明』は承応4年以降に改編したと考えられる。

3-2 「広間之事(10間×13間当代広間図)」

諸武①-2(図-4上)、諸武①-3、諸武①-4は、匠殿⑦-1(図-4下)、匠殿⑦-2に対応する。

まず匠殿⑦-1は、諸武①-2にはない落縁先の雨戸の書込と、その引き違い雨戸を受ける柱がほぼ1間おき書き込まれ¹⁶⁾、これは主殿説文(諸武①-5、匠殿④)雨戸の記述「昔者無_二雨戸_一當世仕也」に対応している。

しかしながら、両図は平面規模・平面構成ともに大きく相違する。特に平面構成に関して、匠殿⑦-1では大広間の南庭には舞台が常設され、上段が舞台に正対し、東側車寄入口に関連するにL字型の平面構成となる。つまり諸武①-2で南側にあった書院は、匠殿⑦-1では西側に移り、主殿正面の西側にあった床・欄もまた書院と共に北側へその位置を変え、平面構成が90度回転する。そして諸武①-2は、矩折上段と上段に連続する次の間で構成する、庭と平行な座位の平面構成であるのに対し、匠殿

⑩-1では矩折上段はなくなり、上段の部屋北奥から南庭の正面を眺める。加えて諸武①-2の上段北側「中段／休息之間」なる一室に対応し、匠殿⑩-1では上段北側に、機能が不明である一室が生じている事は、匠殿⑩-1は実在した広間の図ではなく、あくまで広間の理念図として描いた指図と考えられる。

さて、天正15（1587）年頃に建立された聚楽第は、諸武①-2と同様、矩折上段をもち庭に平行な座位の平面構成の大広間であり¹⁷⁾、これに準ずる平面構成の実例としては、慶長14（1609）年篠山城本丸、慶長15年の仙台城本丸¹⁸⁾、等もある。特に後者は、平内家と同じ紀州出身の棟梁、鶴家の設計であるだけに¹⁹⁾、諸武①-2の時代的相応性は高いと判断される。

しかしながら、慶長8（1603）年二条城本丸（後の二丸）御殿²⁰⁾や慶長13（1608）年の駿府城本丸²¹⁾、また慶長20（1615）年の名古屋城本丸²²⁾では、矩折上段は消滅しL字型平面構成となり、匠殿⑩-1に類似する平面構成へと変化するが、いずれも未だL字型平面構成をもつ本丸大広間南庭に常設される舞台は存在しない。したがって、慶長末期は広間平面構成の転換期と考察される。

特に中門廊をもちL字型の広間に匠殿⑩-1のごとく南庭に舞台を常設するは、元和8（1622）年の江戸城本丸が文献から確認できる最古例である²³⁾。以後、寛永度尾張藩江戸上屋敷²⁴⁾や、寛永度の福井藩江戸上屋敷²⁵⁾、寛永度熊本藩芝下屋敷²⁶⁾にみられるように、「式正数寄御成」規範（後述）を意識した広間となる。

要するに、祖本の指図としては慶長期当代における広間の様相を遵守した諸武①-2が適当で、匠殿⑩-1は『匠明』改稿時に描きなおした指図と考えられる。つまり匠殿⑩-1において、説文における当世「広間」の記述にこだわり、かつ『匠明』改稿時期の広間規範にて虚飾を施こした事に、『匠明・殿屋集』での編纂意図が推される。

3-3 「舞台」

匠殿⑩は『匠明』のみに記載される項目であり、『諸記集』には対応する記述項目はない。能舞台の木割方法を説文記述するが記述内容は簡略であり、この記述内容のみでは舞台の設計が出来ない点が、主殿や厩の説文記述と大きく異なる。匠殿⑩の木割内容は、具体的には舞台と橋掛の平面寸法および柱太さや床・内法高さ等であり、その他の木割内容は「残所木碎ハ主殿ト同シ可用、」として省略する。要するに当項目は、主殿や厩木割の説文項目のように、木割方法を具体的に説明する技術的内実性は薄く、『匠明』が舞台木割方法を形式的に補加したと考えられる。

さて屋敷雛形における舞台木割記述は、寛永15（1638）年から承応3（1654）年にかけて成立した『（竹内右兵衛覚書）』²⁷⁾を嚆矢となし、以後例えば明暦元（1655）年の木版技術書『新編武家雛形』²⁸⁾や天和3（1683）

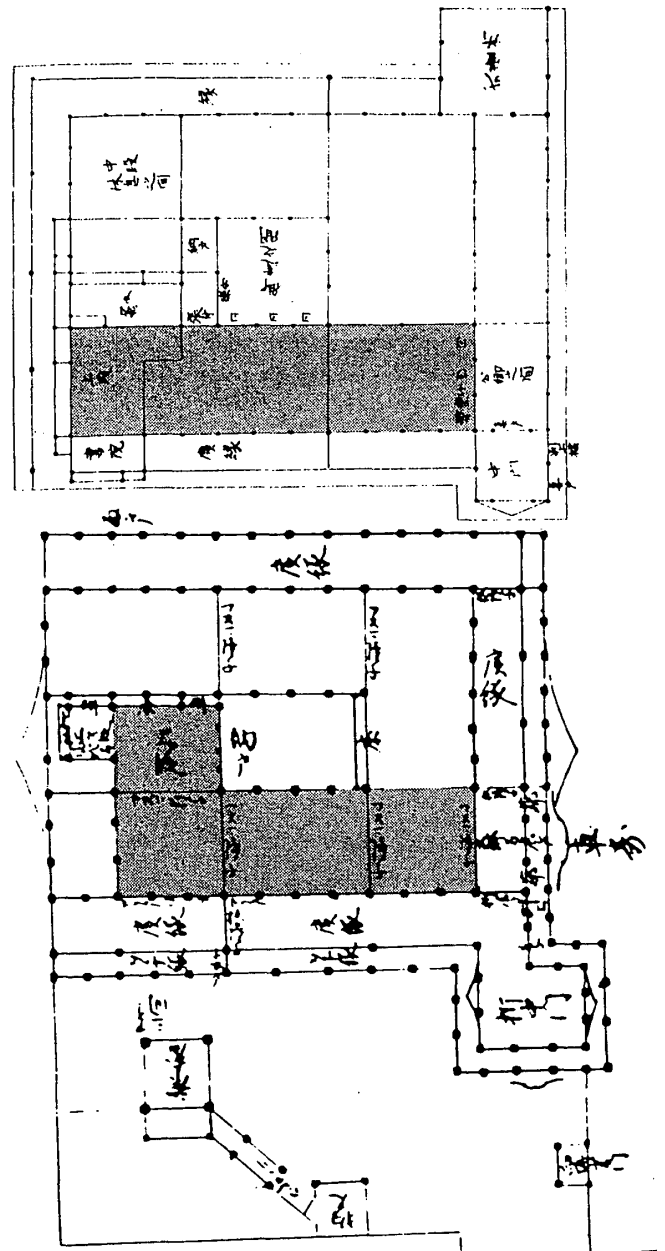


図-4 上：諸武①-2「広間之事(10間×13間当代広間図)」
下：匠殿⑩-1「当代広間ノ図(-折中門-)」
(上が北：『諸記集』指図柱間に合わせ縮尺、網掛は筆者による)

年『愚子見記』²⁹⁾等に散見される。『（竹内右兵衛覚書）』木割は『新編武家雛形』木割と強い関連があり、いま問題とする広間南庭の常設舞台木割方法に関しても両書の内容は酷似する。さらに匠殿⑩の記述内容は、これらの記述内容を簡略記載したもので木割体系としては等しく、本項目編纂の際に参考にした可能性が強い。つまり匠殿⑩で記載される舞台木割が、武家屋敷構成における設計技術体系の一環として参入するのは、広間南庭舞台常設期と考合して寛永期を遡り得ない。

3-4 「三間厩之図」

『匠明』に記載される匠殿⑩は、梁行方向に3間の厩平面図と、厩の平面規模に関する簡単な説明記述である。

当項目に該当する項目は、『諸記集』にはない。説文冒頭「右厩木碎ハ前二有、」とあるように、具体的な厩の木割方法は諸武⑭（匠殿⑫）に記され、匠殿⑮の説文はこれらに重複する。つまり匠殿⑮の説明記述においては、厩の木割方法に関する新事項が加わらない。また諸武⑭（匠殿⑫）が説明する厩形式は3間・5間・7間厩ではあるが、なかで5間・7間厩の記述を中心とする。しかしながら匠殿⑮は3間厩の図であり、厩木割方法を記載する説文項目諸武⑭（匠殿⑫）と当指図項目との関連性が薄く、『匠明』において、厩平面図を形式的に補加した新項目と考えられる。

3-5 「東山殿屋敷ノ図」

匠殿⑮（図-5左）は、従来の研究によれば室町時代末における上層武家屋敷の規範図である³⁰⁾。匠殿⑮は『匠明』にのみ記載され『諸記集』にない。

当図以外に、いわゆる「室町御所図」等と称する武家屋敷規範図として³¹⁾、確実な伝来経緯をもつ最古の指図は、前述、『故事秘伝書』所収「東山殿之図」である。『故事秘伝書』には、「東山殿之図」の他に「頼朝公古法定図」（図-5右）と称する指図も記載するが、匠殿⑮はむしろ「頼朝公古法定図」により近似³²⁾、両者の対応関係は次のようになる。つまり、主殿・遠侍・厩・台所・局・祈念所の相互位置関係が等しく、「頼朝公古法定図」の対面所と居間は、匠殿⑮の行幸間と対屋に対応可能である。さらに南に犬場を伴う敷地形状、泉殿・湯殿・蔵と推定される建物等も、共に同じ位置関係が認められる。また『匠明』東大本の匠殿⑮は、一部抹消痕上に書かれている事が最近の調査により判明³³⁾、抹消前の描写をたどると、泉殿に渡る廊の形状や主殿落縁の書込位置関係等が、より「頼朝公古法定図」に近似

する描写である。

以上考合すれば、匠殿⑮は、『故事秘伝書』「頼朝公古法定図」という、いわゆる武家屋敷規範図を一部描き改め、『匠明』に新たに転付加した新事項と推される。

3-6 「(当代屋敷の図)」

匠殿⑰-3（図-6左）は『匠明』のみに記載され、『諸記集』にはない。従来『匠明』は慶長13年の書で、匠殿⑰-3はその当時の屋敷規範図であると考えられてきたが³⁰⁾、『諸記集』に当図の記載がない事から、改めての内容的検討が必要である。

匠殿⑰-3の建築的内容は、約120間（2町）四方の規模と推算される敷地に³⁴⁾、「表向」より敷地東方に東面して御成門を開け、ここを入り右脇に御成厩、そして御成門正面には東面して広間（東西三列方式九目）があり、車寄・中門・塀重門を付す。広間内部は、匠殿⑰-1のように床・棚・書院・納戸構つき上段を配して、車寄から矩折りに南面し、広間南庭には広間上段に正対して舞台を常設する。広間東方は玄関つき遠侍、色代を有し、広間西方は御成書院（南北二列方式四ツ目、ないしは六ツ目）を、その南方には鎖の間つき御成書院を配す。こうした武家屋敷の「表向」殿舎構成は、いわゆる「式正数寄御成」の規式と考えられるため、以下に「式正数寄御成」の時代的検討を行いたい。

將軍「式正御成」件数は、歴史的には3次にわたる駆動期が認められ³⁵⁾、第1次は東山時代、第2次は豊臣政権下、第3次は徳川秀忠・家光政権下の寛永期となるが、特に第2次を終えて、第3次に展開する過程、すなわち徳川將軍家の「式正御成」から「式正数寄御成」への変遷過程に注目したい³⁶⁾。

武家社会における將軍「式正御成」は、儀礼化され武

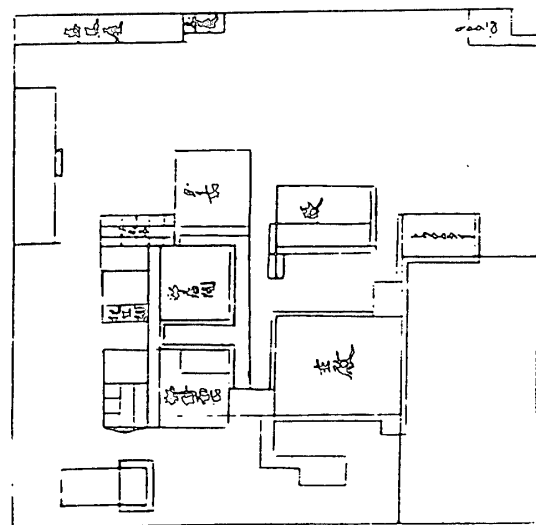
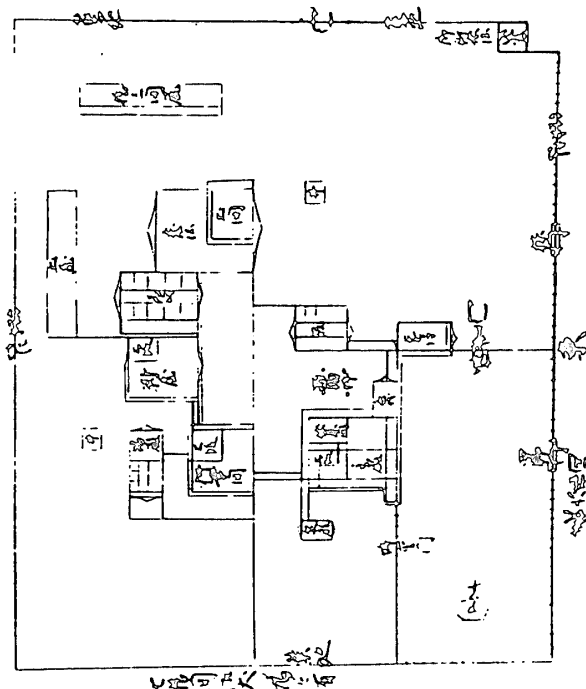
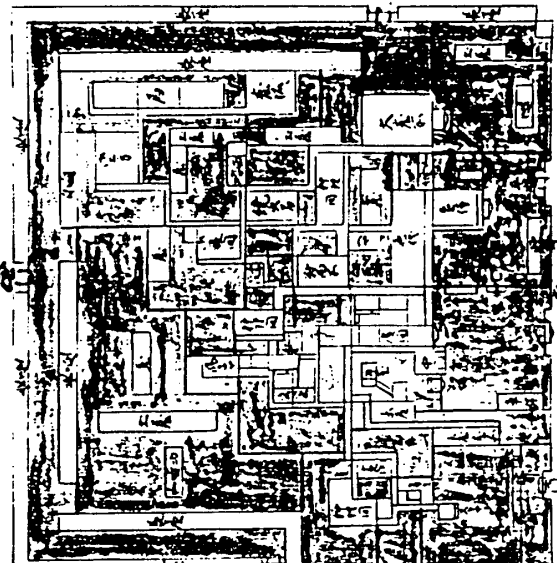


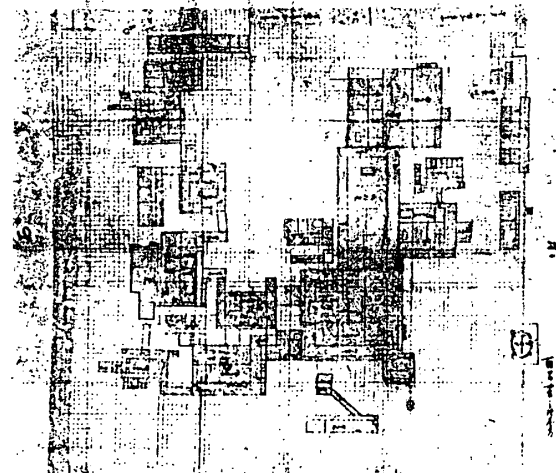
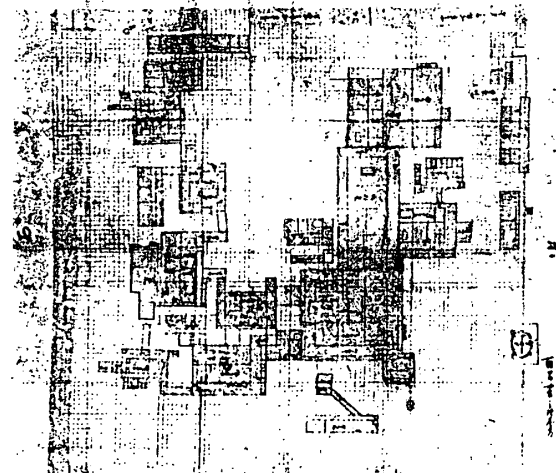
図-5 左：匠殿⑮「東山殿屋敷ノ図」
右：『故事秘伝書』「頼朝公古法定図」
(上が北：指図寸法に基づき縮尺)

家故実として成立するが、また一方で「式正御成」という伝統的な武家故実が継承されるうちに、時の將軍家に相応しい御成形式成立にその時代の流行が取り入れられ、形式や行事次第が漸次変容し、それを演出する晴れの舞台として、武家社会の建築意識への規範が志向される。まず家康御成の行事次第には、徳川將軍家に相応しい御成形式成立への試行がなされる。その際、御成の故実家である細川幽齋は、御成形式の試行・変遷に関与しながら、室町將軍家以来の伝統的武家故実・典礼を正伝し、室町將軍家礼式3巻を家康に伝える事が、『細川家記』等の史料から確認できる³⁷⁾。ここで、前述『故事秘伝書』が「東山殿之図」「頼朝公古法定図」を記載し、古法の屋敷構成を強く意識する事は、武家社会の繁栄を格式の高さにおいて誇示する社会的意味があり、東山時代「式正御成」への憧憬と復古の意識は、現実の意味付け格式付けとする〈古法〉への希求と考えられる。

徳川二代將軍秀忠の代以降になると、將軍家御茶道指南の地位にあった古田織部、さらには幕府の「茶道頭」「茶道役」、中野笑雲・山本道寸ら、武家故実家の活躍が認められ、茶の湯が御成規式の中に大幅に組み込まれるを確認し得るが、慶長期と元和期では方式に異同が認められ、両期にて二大区分出来る³⁸⁾。慶長期御成は、慶長15(1610)年12月25日の上杉景勝邸御成、元和期御成は元和3(1617)年5月13日の前田利常邸御成を典型とする。まず慶長期の上杉邸御成は、前半部に室町將軍家以来の公的伝統的行事、後半部に私的新形式の数寄屋の茶事と後段の饗膳が行われる二段構成をなす。一方、元和期の前田邸御成は、露地より將軍が入御、そして御数寄屋での茶事、次いで大広間での伝統的行事と演能がなされ、中立以降に饗膳、露地より還御という順序に組み替えられ、伝統規式を尊重する行事でありながら、全体の構成に数寄の茶湯思想が重視され、いわゆる「式正

数寄御成」行事次第となる。そして前田邸御成規式に範をとった、元和9年正月、尾張義直邸の秀忠御成は、それ以降の御成規範となり、徳川一門はもとより、譜代や外様大名まで尾張邸御成に準じて行われ、ここに江戸幕府の儀式典礼が整備され、徳川將軍家「式正数寄御成」の規式がようやく完成するに至る³⁹⁾。

そこで「式正数寄御成」における演能式次第の変遷から殿舎構成への影響を特に着目したい。演能の式次第に関し、御成武家故実として常に標榜される足利將軍家御成は、寢殿における式三献の儀と、会所における演能を含む饗宴で構成され、武家故実成立を志向する武家の様式意識は、やがて演能を武家の正式な式楽と強く意識する⁴⁰⁾。事実、元和6(1620)年の徳川和子入内にあたる徳川方を背景とした内裏拡張工事では、対面御殿に中門廊を付し武家固有の広間形式とする以外に、紫宸殿前には舞台と楽屋を仮設し、対面御所前庭には当初能舞台の設置を計画する事が知られ⁴¹⁾、宮室建築への能舞台設置は、演能を武家式楽とみなす様式意識が傍証される。こうした武家における能楽の重視にあつて、慶長期・元和期の秀忠御成では、御成御殿で室町將軍家以来の公的伝統行事が行われ、進物献上、式三献の儀に引き続き、演能がなされる。一方、元和以降の前田邸・尾張邸「式正数寄御成」では、伝統的行事である演能は大広間前にて行われる。大広間前で演能を行う記録は、元和3年前田邸御成にて初見、「…(前略)…其^レ大広間へ出 御候而。御能可在之様子に候。…(後略)…」(『本光國師日記』)とあり、の屋敷構成が示す如く、中門廊をもつ本丸大広間前に舞台を常設するは、元和期を遡る事は出来ない。

またには数寄屋の諸施設が書き込まれ、「(屋敷名称の由来)に「又茶ノ湯之座敷ヲ数寄屋ト/名付ル事ハ、右同 比堺ノ宗益ノ云始ル也。」とそ

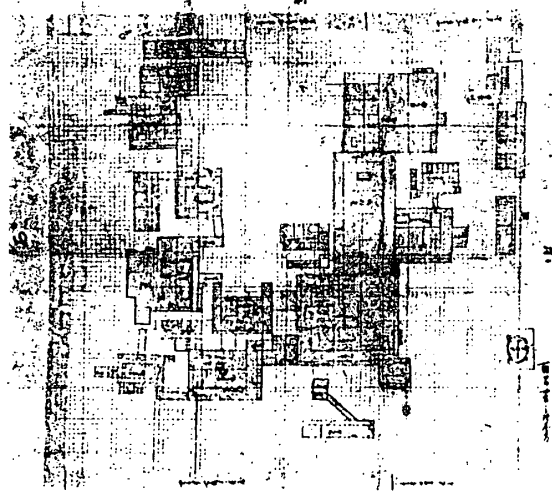
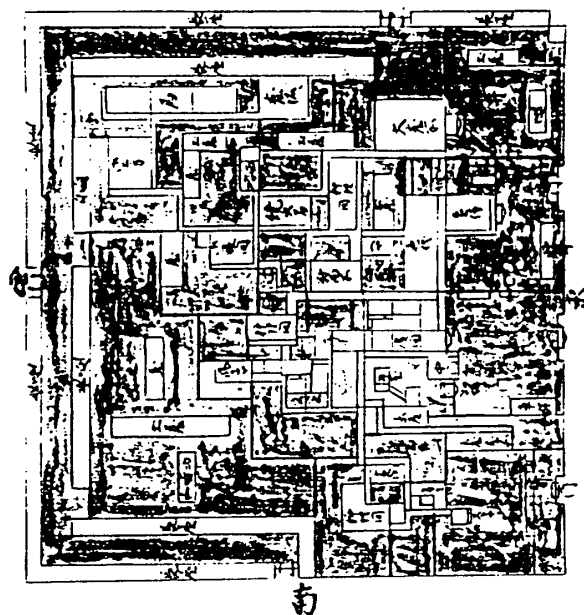
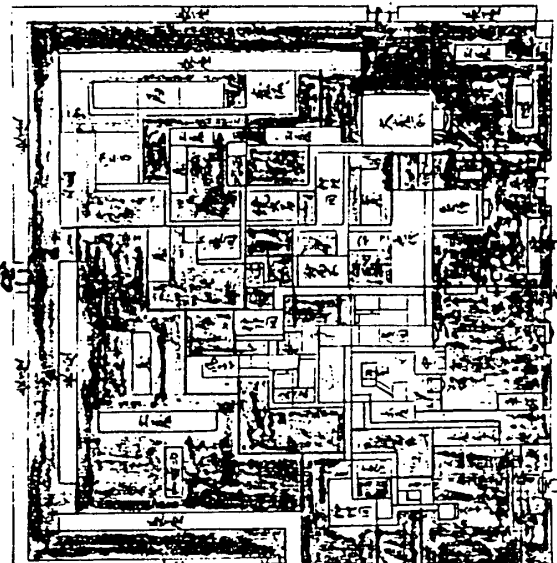


図-6 左：「(当代屋敷の図)」
右：『百間四方ハ上御屋敷』
(上が北：両図の柱間を合わせ縮尺)

の由来を記すが、**匠殿⑦-3**に書き込まれる数寄屋施設「クサリ間」は、前田邸御成で初めて御成での使用が確認される施設である⁴²⁾。そして**匠殿⑦-3**の敷地東南には、「門」「クグリ」「腰掛」があり、将軍が正式な御成門からではなく露地から入還御する、「式正数寄御成」式次第に対応する。つまりこうした数寄屋施設も、元和期以降寛永期にかけての「式正数寄御成」の規式と考察され、『**匠明**』奥書の慶長13年には整合しない。

こうした建築規範は現実にも生きており、慶長13年の駿府城では本丸に舞台はなく、三丸に常設されていた舞台が⁴³⁾、「式正数寄御成」規式の成立後、元和8年江戸城本丸では、本丸大広間前に初めて舞台を常設する²³⁾。「式正数寄御成」を規式する武家屋敷の様相は、幕府作事方大棟梁、甲良豊後守宗広の孫、向念宗俊が宝永3(1706)年に記した『**向念覚書**』からも推され⁴⁴⁾、前述の寛永度における尾張藩江戸上屋敷²⁴⁾、福井藩江戸上屋敷²⁵⁾、熊本藩芝下屋敷²⁶⁾で具体的に確認される。

ところで、同じく「式正数寄御成」規式に遵守する屋敷図に、旧毛利家史料『**百間四方ハ上御屋敷**』(図-6右)⁴⁵⁾がある。『**百間四方ハ上御屋敷**』は、墨引き3分計貼給図である。**匠殿⑦-3**と『**百間四方ハ上御屋敷**』の建築内容はよく相応し、両図とも大広間前には舞台が記されるが、**匠殿⑦-3**では南東部に、露地からの入還御を可能とする別郭をなす数寄屋・鎖ノ間・書院など庭園施設が、『**百間四方ハ上御屋敷**』では御うら書院の西方、水屋を付した数寄屋となって部分的に相違し、**匠殿⑦-3**より僅かに早い時期に成立した武家屋敷規範図と考えられる。100間という屋敷規模も、上屋敷としてこれだけの構えは当時考えられず、あくまで「式正数寄御成」規式を示す規範図の一つと考定できる⁴⁶⁾。ましてや、**匠殿⑦-3**は北・西・南面に二重の長屋を廻らし、さらに大

きい120間(2町)四方の屋敷規模と考えられ³⁴⁾、特定の屋敷を推定し得ない。**匠殿⑦-3**の成立時期は、建築内容の時代的検討から、元和期を遡り得ず、元和期から寛永期にかけての「式正数寄御成」規式を備える武家屋敷規範図である。

3-7 「(屋敷名称の由来)」

『**匠明**』のみに記載される**匠殿⑧**は、禁中・武家の亭、天守の起源、広間と数寄屋の起源、および亭・楼閣の語源を述べる。当時の工匠の知識の一端を書き記した項目であり、武家屋敷の設計方法を特に記述する「**武家記集**」にあっては、殊更こうした建築名称由来を記述する必要はない。要するに**匠殿⑧**は「**武家記集**」祖本には存在せず、『**匠明・殿屋集**』の編纂時に付加された項目であると考定できる。

3-8 「禁中御殿当之図」

匠殿⑨(図-7左)は『**匠明**』のみに記載され、宮室建築である内裏配置図と、禁中殿舎の名称を記す。当図は、特にその南門の存在と院御所と書かれた北東の敷地形状から、慶長度第1次造営内裏と推断される⁴⁷⁾。記録によれば、慶長度第1次造営内裏の建立年号は慶長18(1613)年で⁴⁸⁾、『**匠明**』奥書慶長13年には年代的整合性がない。よって慶長期祖本は『**諸記集・武家記集**』構成のごとくであり、**匠殿⑨**に相当する指図は存在しないと判断される。

慶長期内裏の配置図史料は数多いが⁴⁸⁾、その中に慶長内裏造営当初あるいはその計画時の姿を描いたと考えられる史料「禁中様御位御所指図」⁴⁹⁾がある。当図は慶長18年5月直前に作られた指図と考えられ⁴⁸⁾、**匠殿⑨**に近似しており同種内容の史料である。さらに元平内家伝書、加村源十郎による承応2(1653)年『**大内裏殿室指図**」⁵⁰⁾所収「**今禁中殿室図**」(図-7右)は、**匠**

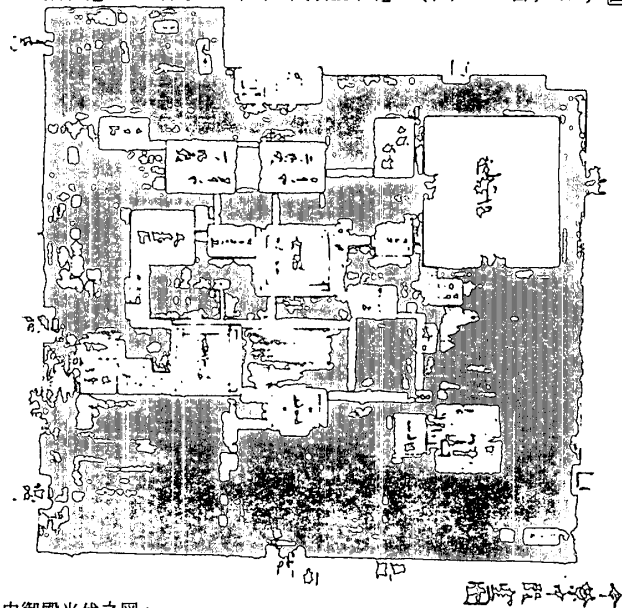
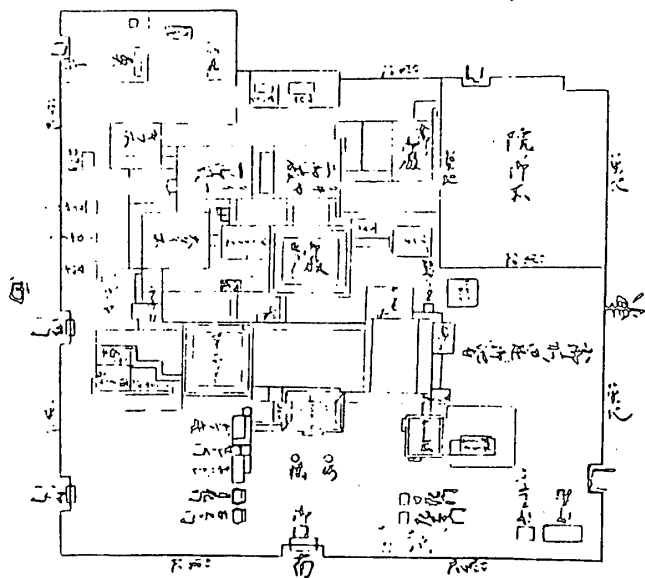


図-7 左：**匠殿⑨**「禁中御殿当之図」
右：『**大内裏殿室指図**』「**今禁中殿室図**」(上が北：指図寸法に基づき縮尺)

殿⑩と酷似する⁵¹⁾。指図大きさは、敷地外形で「今禁中殿室図」（南側16.79cm, 西側16.72cm）, 厩殿⑩（南側16.98cm, 西側17.10cm）とほぼ一致し³³⁾, 描写方法も等しい事から, 厩殿⑩は「今禁中殿室図」を透写した指図と推断される。

以上を考合すれば, 慶長期第1次造営の様子を伝える「禁中様御位御所指図」等の史料を書写した『大内裏殿室指図』『今禁中殿室図』が平内家に伝えられ, その後『匠明・殿屋集』に転載した結果であると考定される。

結

四天王寺流基幹本「武家記集」である『諸記集・武家記集』と『匠明・殿屋集』に関して, 書誌をふまえた項目構成比較を行い, さらに内容構成上変容の大きい項目については, 詳細にその項目の成立過程を考察した結果, 次のような特質が指摘できる。

(1) 『諸記集・武家記集』と『匠明・殿屋集』両書に共通して記載する指図項目は, その平面規模と平面構成が相違し, 『諸記集・武家記集』指図が技術内容的に整合性が認められる。『匠明・殿屋集』指図は, 『諸記集・武家記集』の指図を後世にあえて虚飾し, 論成し直した内容が指摘できる。

(2) 『匠明・殿屋集』で新たにみられる指図項目は, 指図成立年代の考証上, 両史料の奥書慶長13(1608)年に記す祖本には記載し得ない内容の指図である。すべて『匠明・殿屋集』編纂時に, 他史料からの伝写と加筆整備をもって付加した指図と考えられる。

(3) その他, 『匠明・殿屋集』になって新たにみられる記載項目も, すべて『匠明・殿屋集』編纂時に付加した項目と考えられる。その記載内容には, 純然たる建築技術以外の内容項目が補加され, 設計学理体系化の意識が認められる。

(4) そして以上の内容構成における相違の特質は両書の題名に顕示され, 『諸記集』では「武家」を施主に特定する用途分類により, 武家屋敷の設計方法に限定した「武家記集」を冠するのに対し, 『匠明』ではよりマクロな様式分類により, 普遍的な住宅設計を論ずる「殿屋集」へと改題止揚される。

(5) 要するに, 慶長期祖本の内容構成は『諸記集・武家記集』にほぼ等しく, 『匠明・殿屋集』は改編後の題名と内容構成であると考定される。『匠明・殿屋集』への改編時期は, 加わる史料の年代から『故事秘伝書』の記された承応4(1655)年以降, 遅くとも『匠明』東大本の写本された享保12(1727)年以前である⁹⁾と, とりあえず「殿屋集」の分析では考えられるが, 5巻本としての総体については, 改めて門記集, 社記集, 堂記集, 塔記集の考察後に行う。

次稿では, 説文で記される木割方法を分析して両書の技術上の比較考察を行い, その学的特質を論じたい。

注

- 1 技術史料の分類において, 各流派ごとに最も古い本質的内容を伝存している史料ないしは原本, さらにはその祖本の存在を推定しうる史料を「基幹本」とする(河田克博『日本建築古典叢書3 近世建築書-一堂宮離形2 建仁寺流』p.745昭和63年大龍堂書店)。
- 2 江戸幕府作事方大棟梁の甲良家は, 建仁寺流と称して四天王寺流と共に活躍をしたが, 『建仁寺派家伝書』を代表として多数の木割書を残している(河田克博前掲書注1)。
- 3 『匠明』に関する論考は伊藤要太郎校訂『匠明』および同著『匠明五巻考』(昭和46年鹿島出版会)をはじめ多数ある。特に両史料の成立過程に関しては, 内藤昌「『匠明』祖本: 『諸記集』について」(『日本建築学会大会学術講演梗概集』昭和50年所収), また両史料の書誌と構成の比較考察に関しては, 河田克博, 麓和善, 内藤昌「四天王寺流基幹本の書誌と構成」(『日本建築学会計画系論文報告集』第412号平成2年6月所収)参照。
- 4 なお『諸記集』と『匠明』の「社記集」に関しては, 内容比較による祖本との検討, および構成や設計内容にみる学理体系について論考がなされている(河田克博, 麓和善, 小川英明, 内藤昌「四天王寺流基幹本「社記集」の内容的特質」『日本建築学会計画系論文報告集』第449号平成5年7月所収)。
- 5 いわゆる「大島本」(東京都立中央図書館蔵), 「米野本」(日本大学蔵)等。
- 6 河田克博ほか前掲書注3参照。
- 7 慶長11(1606)年, 和歌山天満神社本殿棟札銘に「塀内七郎右衛門尉平吉政」とあり, 当時吉政は紀州にてその活躍が認められる。またこの和歌山天満神社に関して, 『諸記集』『匠明』ともに記載がある。したがって吉政奥書が慶長11年を遡って記される可能性はない。また, 正信が筆録し終えたとする慶長13年以前に, 吉政奥書が記されていたともまず考えられず, 「慶長拾(五)年」という「五」の脱字と考定される(河田克博ほか前掲書注3)。
- 8 これらの筆跡の符号は, 初論を重視して伊藤博士の著述に従う(伊藤要太郎前掲書注3pp.2~4)。
- 9 元禄10(1697)年~享保12(1727)年, 平内家三代政治もしくは四代信直による写本と推定される(伊藤要太郎前掲書注3pp.299~305)。
- 10 詳細は, 河田克博ほか前掲書注3で考察している。
- 11 この但し書きは, 加筆部分である。筆者らは東大本に関する詳細な追加調査を行い, 伊藤博士が指摘される以外にも(伊藤要太郎前掲書注3)新たな補加筆箇所や, 後述厩殿⑩にみられる抹消箇所等を見出している。
- 12 慶長5(1600)年の勸学院客殿は, 柱間寸法6.5尺を柱真々に合わせ整然と柱を配しているが, 慶長6(1601)年光浄院客殿は柱間6.5尺の真々制であるが, 公卿の間1間幅は, 柱内法寸法6.28尺と京間量に近似し, 真々制より内法制畳制へと移行する過渡期の建物である(内藤昌「畳制」pp.77~83『世界建築全集 日本近世』昭和34年平凡社)。
- 13 広縁先の側柱は2間, 3間おきにとぼし, 特に慶長5年勸学院客殿, 慶長6年光浄院客殿でみられるように, 広縁, 中門廊かと隅柱を抜き, 極めて開放性ある広縁空間となっている。慶長3(1598)年三宝院客殿(伝秀吉花見時に使用), 慶長14(1609)年瑞巖寺方丈は未だ隅柱があり, 慶長15年仙台城本丸大広間には隅柱がなく, 慶長期は古法からの転換期と考えられる。
- 14 平面規模から柱の太さを導くこの方法は, それ以前のような柱間寸法から柱の太さを算出する関係が断絶した事に起因する説明で, 実質的意味はないと考えられる。
- 15 東京大学蔵の平内家史料である(内藤昌「大工技術書について」『建築史研究』第30号昭和36年10月所収参照)。
- 16 雨戸の発生は天正頃(1580)と考えられ, 天正15年聚楽第, 慶長14年瑞巖寺方丈, 慶長15年仙台城本丸には, 雨戸とそれを

- 受ける側柱がほぼ1間ごとに確認でき、儀式時に取り扱う形式である。しかしながら、現在のように側柱の外側に一本溝を設け、側柱も少なくとも2間以上に間をおいて配して、戸袋を造り雨戸をたて込む方式の成立は、寛永元(1624)年二条城二丸御殿や寛永5(1628)頃の南禅寺金地院方丈などの辺構例からみて、寛永頃(1630)と推される(内藤昌「新柱礎宮論」pp.163~166昭和42年鹿島出版会、渡辺保弘「雨戸端柱成立以降の殿舎の軒の問題点について」『日本建築学会大会学術講演梗概集』平成7年8月所収)。
- 17 「京寿楽(衆楽第大広間平面図)」(岸上家伝)による(大熊喜邦「豊公衆楽第の大広間」『建築史』二ノ一昭和15年所収)。
- 18 「御本丸大広間地絵図」(齊藤報恩会蔵)等による(佐藤巧『近世武士住宅』pp.9~21昭和54年葦文社)。
- 19 仙台城大広間の造営には、梅村彦左衛門家次の下に「天下無双の大匠」と謳われた紀州出身の棟梁、刑部左衛門国次が参加している(内藤昌『近世大工の系譜』pp.102~114昭和56年ベリかん社)。
- 20 慶長8年、家康將軍宣下に関しての公家衆、諸大名饗応時の二条城本丸御殿の様相を伝える、醍醐寺三宝院門跡の義演准后が記す日記による(西和夫「姫路城と二条城」pp.100~112『名宝日本の美術 15』昭和56年小学館参照)。ただし、慶長8年当時の二条城本丸御殿に、舞台が常設されているかは確認できない。
- 21 『駿府城御城指図』(東京大学南英文庫蔵)による(内藤昌代表ほか『駿府城学術調査研究報告書』静岡市教育委員会刊平成2年)。
- 22 『名護屋御城御差図』(中井忠重蔵)による(内藤昌「江戸の都市と建築」p.45『江戸図屏風』別巻昭和47年毎日新聞社、内藤昌編「名古屋城」p.38『日本名城集成』昭和60年小学館所収)。
- 23 『寛永日記』に寛永13(1636)年12月13日、朝鮮国使任統以下が、本丸大広間にて家光と拝した時の詳細が記録される。
- 24 元和9(1623)年から寛永16(1639)年の尾張藩江戸上屋敷に関しては、甲良家史料である『尾張大納言様御度問』により玄関・遠侍・広間の平面を確認できる。
- 25 寛永8(1631)年から明暦3(1657)年頃の福井藩江戸上屋敷を写した『伊与殿屋敷』(岡山大学池田家文庫蔵)による。
- 26 寛永13(1636)年から寛永15年頃に作成された、熊本藩芝下屋敷図と考定される『芝御屋敷絵図』(熊本大学図行館蔵)による(北野隆「細川家文書による近世初頭江戸屋敷の研究」『日本建築学会論文報告集』第200号昭和47年10月所収)。
- 27 松江城管理事務所蔵。松江藩の大工頭竹内家に伝わる木割図である(「竹内家の寺院造木割について」『日本建築学会論文報告集』第66号昭和35年10月所収)。
- 28 横山家、国会図行館蔵。公刊された木版木割書の嚆矢である(伊藤要太郎前掲注3, 内藤昌前掲注15)。
- 29 西岡家ほか蔵。内藤昌・渡辺勝彦・麓和善・岡本真理子・河田克博『愚子見記の研究』(昭和63年井上寺院)参照。
- 30 大熊喜邦「所謂鍛倉御所及鍛倉御所図私見」(『建築雑誌』110.375~377大正7年所収)、川上貢『日本中世住宅の研究』pp.334~347(昭和42年墨水書房)、堀口捨己「洛中洛外屏風の建築的研究」pp.517~566(『寺院造りと数寄屋造りの研究』昭和53年鹿島出版会所収)、内藤昌前掲注22pp.37~48)等参照。
- 31 こうした武家住宅の理念を示す史料は、幕府作事方大棟梁の記した比較的事実から従っているもの以外にも、『鍛倉御所図』と称する伝説的な絵図まで今日数多く知られている(大熊喜邦前掲注30, 河田克博, 岡本真理子, 麓和善, 内藤昌「加賀建仁寺流系本における屋敷雛形」『日本建築学会計画系論文報告集』第399号平成15年5月所収参照)。
- 32 図殿[㊦]と『故事秘伝』指図の関連性については、既に伊藤博士、内藤が論じている(伊藤要太郎前掲注3pp.69~70, 内藤昌前掲注22pp.37~39)。
- 33 筆者らの東大本調査による(注11)。
- 34 後述『百間四方八上御屋敷』の屋敷規模が、100間四方である事に依る(内藤昌, 大野耕嗣, 高橋宏之「伏見城(II)」『日本建築学会論文報告集』第182号昭和46年4月)。
- 35 内藤昌ほか前掲注(注34)参照。
- 36 佐藤豊三「將軍御成について」(一)~(九)(『金鏡叢書』昭和49年~61年所収)参照。
- 37 『細川家記』巻五 藤高五には、「慶長十二年丁未二月、室町家式三巻被差上候御添状」と題し「室町殿御家式之儀、依台命私致所持候書記三巻、致進上之候、猶又尋探、重而書加可申與、宜預上達候、恐惶謹言、…(後略)…」とある。
- 38 佐藤豊三前掲注(注36)(六)、北野隆「江戸時代前期における御成の式次第について」(『日本建築学会大会学術講演梗概集』昭和56年9月所収)。
- 39 佐藤豊三前掲注(注36)(七)。
- 40 須田敦夫『日本劇場史の研究』pp.179~189(昭和41年相模出版)参照。
- 41 慶長度内裏、元和造営の女御御殿と女御御里御殿、中和門院御所を描いている『禁中御指図』(宮内庁書陵部蔵)と、女御御殿と女御御里御殿、中和門院御所の計画図と考えられる『(慶長度内裏指図)』(宮内庁書陵部蔵)による(平井聖編『中井家文書の研究 一』pp.57~58昭和51年中央公論美術出版)。
- 42 「…(前略)…御茶漬三種御茶過、鎖之間江被為成…(後略)…」(『徳川秀忠小松中納言亭御成記』)。文書だけでは、慶長15年上杉景勝邸御成で「くさりの間」が現れる(北野隆前掲注38参照)。
- 43 『中井家文書』によると、慶長14年の項に「一、駿河御城三ノ御丸舞台や御普請御用大鋸木挽」、慶長19年の項に「三ノ御丸舞台のはしかくし仕ふん」と記され、三丸に舞台の存在が考定できる(内藤昌代表ほか前掲注21)。
- 44 「…(前略)…元和寛永之始大猷院様御在世御成之儀依^レ被^レ仰出^レ諸方其爲^レ御用意^レ御嘗作美麗也其建様者表二大棟門或者二階之輪門向テ玄関遠侍式臺大廣間中門御車寄御上段之長押板御棚帳臺之御納戸構御成書院御對面所此外奥方勝手向之家々大臺所等建^レ之御成之御儀式者諸事於二大廣間^レ被^レ執行^レ御成書院之外者皆被^レ用^レ御住宅^レ御廣間御上段二向テ御舞臺立御成御門者大四足門前後軒唐破風廣間之御車寄に向テ立此御成より被^レ爲^レ成直御車寄被^レ爲^レ入^レ退御又如^レ此表御門之内御玄関之邊三足立御厩作法之通建之又大臺所者表門之内見へ渡りに依建之ニ大切破風ニ造り妻之模様は庫裡之飾にして色々彫物を取付眉庇者唐破風を掛三棹之組物仕様玄関之通也又軒唐門様方之御玄関者如^レ御城内^レ組物を置向妻に軒唐破風を掛前を三間に柱を立左右櫛形中之間折唐戸也何れも儀式之御家仕様結構共大方如^レ御城内^レ之也…(後略)…」
- 45 山口県立文庫蔵。内藤昌ほか前掲注(注34)所収。
- 46 当図が旧毛利家史料であることから、毛利藩伏見上屋敷かとも推定されてきた(内藤昌ほか前掲注34)。しかしながら、その敷地規模は実測およそ127m(64間)四方である事が、慶長初期の伏見城下町を描いた中井家史料『伏見古城絵図』を京都市都市計画局蔵の1000分1実測図に復原考察した結果判明し、この屋敷図とは一致しない。
- 47 藤岡通夫博士は『京都御所<新訂>』(p.74昭和62年彰国社)のなかで、[㊦]殿[㊦]を慶長度第1次造営内裏であると考定され、また伊藤博士も『匠明五巻考』(前掲注3p.71)で同じく慶長度第1次造営内裏であると述べ、[㊦]殿[㊦]は奥書年月日以降の加増であると考察している。
- 48 平井聖前掲注(注41)pp.52~62参照。
- 49 宮内庁書陵部蔵。平井聖前掲注(注41)所収。
- 50 東京大学蔵の巻子本。奥書に「干時承応二癸巳年二月吉日/加村源十郎」とあり、また「温津長兵衛殿へ」の宛名書きもある。さらに、「此巻物温津長兵衛殿ヨリ傳ル物也/武州江戸深谷平左衛門治直/元禄十一寅年九月」とあってその伝来経緯を明らかにしている。
- 51 [㊦]殿[㊦]と『大内裏殿室指図』指図との関連性については、既に伊藤博士が論じられている(伊藤要太郎前掲注3pp.70~71)。

(1996年2月10日原稿受理, 1996年3月5日採用決定)